

郡山市大学生等インターンシップ等支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県外に居住する大学生等の市内の事業所等におけるインターンシップ等への参加を促進することにより、本市の産業、労働環境等の魅力を発信し市内の事業所等への就職の促進を図り、もって本市産業の活性化と雇用の促進のために行うインターンシップ等の参加に係る費用に対して、予算の範囲内で交付する助成金に関し、郡山市補助金の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学生等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学に置く大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校又は専修学校（専門課程に限る。）の学生をいう。
- (2) 事業所等 市内に本店、支店、営業所等を有する個人又は法人（宗教団体、政治団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体、性風俗営業等を除く。）をいう。
- (3) インターンシップ等 大学生等が在学中に市内の事業所等において行う就業体験をいう。
- (4) 郡山市インターンシップ等受入体制構築支援事業所 郡山市が実施する、インターンシップ等受入体制の構築支援を受けた事業所をいう。

(助成の対象者)

第3条 助成の対象者は、福島県外に居住する大学生等とし、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 郡山市インターンシップ等受入体制構築支援事業所で通算2日以上インターンシップ等を行った者であること。
- (2) 前号に掲げる事業所以外の市内の事業所等で通算3日以上インターンシップ等を行った者であること。

2 前項の規定に関わらず、インターンシップ等への参加に係る交通費及び宿泊費の全部又は一部について、この要綱によるもの以外からの助成その他の支援を受けている者及びその予定のある者は助成の対象としない。

(交付対象経費及び額)

第4条 助成金の交付対象は、インターンシップ等への参加に係る費用のうち、次に掲げる経費の2分の1以内で予算の範囲内で定める額とする。

- (1) 交通費 インターンシップ等に参加するために要した公共交通機関の利用に関する費用の額（就業中の通勤に係る費用を除く。）
- (2) 宿泊費 インターンシップ等に参加するために要した宿泊施設の利用に関する費用の額

2 前項により算出した額の上限は、次のとおりとする。

- (1) 交通費 10,000円

(2) 宿泊費 1泊当たり 5,000 円 (5泊を限度とする。)

3 助成金の交付は、同一年度内に 1人 2回までとする。

(助成金の交付の申請)

第 5 条 助成金の交付を受けようとする者 (以下「申請者」という。) は、郡山市大学生等インターンシップ等支援助成金交付申請書 (第 1号様式。以下「助成金交付申請書」という。) に、以下の書類を添付して、市長に提出するものとする。

(1) 学生証の写し

(2) 居住地が確認できる公的証明書又は公共料金の領収書の写し

(3) インターンシップ等実施証明書 (第 2号様式)

(4) インターンシップ等への参加に係る交通費及び宿泊費の領収書

(5) 助成金の振込先金融機関の通帳の写し

2 前項に規定する助成金の交付の申請は、規則第 4 条の 2 第 3 項の規定により事業の実績に基づき精算額で行うものとする。

(補助金交付の決定及び交付)

第 6 条 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、規則第 7 条に規定する補助金等交付決定通知書により申請者に通知し、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 7 条 市長は、助成金の交付を受けた者が偽りその他不正な手段によって助成金の交付を受けたことが判明した場合は、交付決定を取り消し、期限を定めて交付した助成金を返還させるものとする。

(額の確定通知の省略)

第 8 条 規則第 15 条第 3 項に規定する補助金等交付額決定通知書は省略するものとする。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 12 月 2 日から施行する

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に提出されている改正前の郡山市大学生等インターシップ等支援助成金交付要綱の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の郡山市大学生等インターシップ等支援助成金要綱の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際、現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

郡山市大学生等インターンシップ等支援助成金交付申請書

		申請年月日	年 月 日	
申請者	フリガナ			
	氏名	生年月日	年 月 日	
	住所	〒 電話番号		
	学校・学部 学 科 名		学年 年	
インターンシップ等	事業所名			
	事業所所在地			
	実施期間	年 月 日から 年 月 日まで（実働 日）		
助成金交付申請額		円		
インターンシップ等参加に係る費用	交通費	交通機関名	利用区間	金額
	計			円
宿泊費	宿泊先			
	1泊料金（ 円）×（ 泊）＝ 円			

私は、インターンシップ等参加に係る交通費及び宿泊費の一部又は全部について、他の機関から助成を受けていません。また受ける予定もありません。

（自 署）

※インターンシップ等実施証明書（第2号様式）、学生証の写し、居住地の確認できる公的証明書又は公共料金の領収書の写し、交通費及び宿泊費の領収書、振込先金融機関の通帳の写しを添付してください。

インターンシップ等実施証明書

年 月 日

郡 山 市 長

所在地
事業所名
代表者職氏名
電話番号

下記のとおりインターンシップ等を実施したことを証明します。

記

1 参加学生

氏 名	
住 所	
学校・学部・ 学科名	

2 実施したインターンシップ等の実績

期 間	年 月 日から 年 月 日まで（実働 日）	
実施場所	名 称	
	所在地	
実施内容		

3 その他

当社は、インターンシップ等参加に係る交通費及び宿泊費について、上記参加学生に対し一切の費用助成を行っていません。また行う予定もありません。

事業所名 _____

代表者職氏名 _____